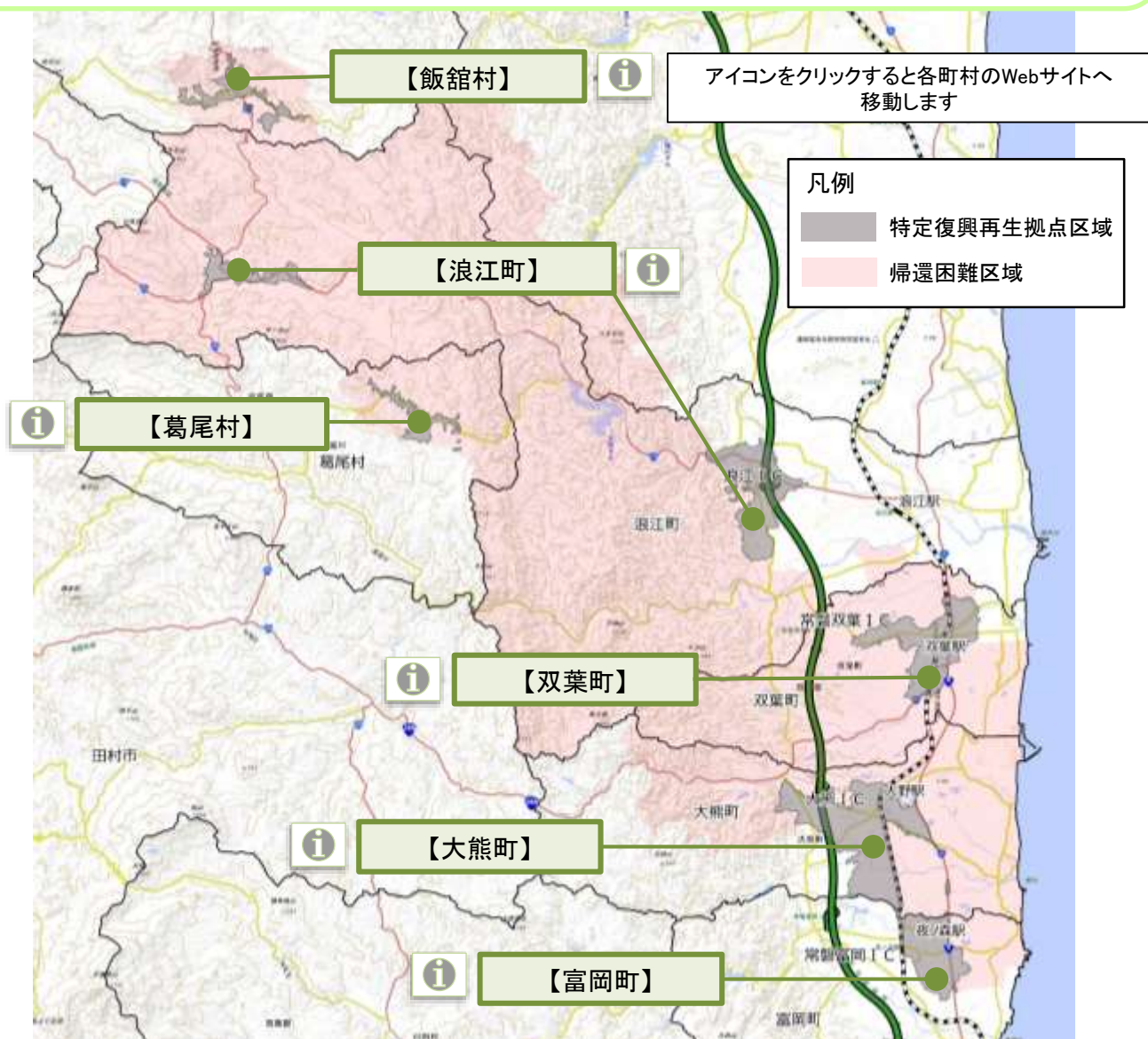


特定復興再生拠点区域整備の進捗状況

概要

- 「特定復興再生拠点区域」は、帰還困難区域内に定められた、避難指示解除を目指し、除染や家屋解体などの環境再生事業をインフラ整備と一体的に進めていく区域です。
- 市町村長は、特定復興再生拠点区域の設定及び同区域における環境整備（除染やインフラ等の整備）に関する計画を作成し、同計画を内閣総理大臣が認定します。復興再生に向けて計画を推進しているところです（計画認定から5年を目途に避難指示解除を目指すこととなっています）。
- これまでに、以下6町村の計画が認定され、全ての町村において家屋等の解体・除染等を実施中です。
- 令和2年3月に双葉町の一部（双葉駅周辺）、大熊町の一部（大野駅周辺）、富岡町の一部（夜ノ森駅周辺）で避難指示が解除されました。



- ・ 特定復興再生拠点区域における除染等工事全体の進捗は約87%で、各町村における進捗状況は以下のとおりです。

町 村 名	認定日	着工日	避難指示 解除目標	除染進捗
双葉町	2017. 9.15	2017.12.25	2022年春頃	約82%
大熊町	2017.11.10	2018. 3. 9	2022年春頃	約88%
浪江町	2017.12.22	2018. 5.30	2023年3月	概ね終了
富岡町	2018. 3. 9	2018. 7. 6	2023年春頃	約79%
飯舘村	2018. 4.20	2018. 9.28	2023年春頃	概ね終了
葛尾村	2018. 5.11	2018.11.20	2022年春頃	概ね終了

■注1) 進捗(%)は、当該町村の特定復興再生拠点区域復興再生計画範囲にある除染対象箇所を集約した面積(飯舘村は環境再生事業区域を除く)に対する、除染実施面積の割合です。

■注2) 除染進捗は速報値のため、今後の精査によって変わる可能性があります。